令和６年度学校法人永原学園ガバナンス・コードに係る適合状況等に関する報告書

令和7年3月

本学園では、適切なガバナンスを確保し、私立学校としての教育・研究・社会貢献の機能の最大化を図り、公益的な法人としての透明性を高め、社会的責任を全うすべく令和２年３月１４日に「学校法人永原学園ガバナンス・コード」を制定いたしました。

このたび令和６年度におけるガバナンス・コードの実施状況を自己点検し、私立学校法、学校教育法、寄附行為等に基づき、運営がなされていることを確認いたしましたので、その結果をご報告いたします。

項目	適合状況	備考
第１章　学校法人の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重		
１-１　建学の精神	○	
１-２　教育と研究の目的、中期的な計画等	○	解説1-2
第２章　安定性・継続性（学校法人の運営）		
２－１　理事会	○	
２－２　理事	○	
２－３　監事	○	
２－４　評議員会	○	解説2-4
２－３　評議員	○	
第３章　教学ガバナンス（権限・役割の明確化）		
３－１　学長	○	
３－２　教授会	○	解説3-2
第４章　公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）		
４－１　学生に対して	○	
４－２　教職員等に対して	○	
４－３　社会に対して	○	
４－４　危機管理及び法令遵守	○	
第５章　透明性の確保（情報公開）		
５－１　情報公開の充実	○	解説5-1

解説1-2
本学園では、第5次中期目標・中期計画（令和5年度～令和9年度）を策定し、ＨＰで広く公表している。
解説2-4
評議員会では、当日準備された議題だけでなく、学校法人の運営に関し、広く意見を聴取する時間を設け、評議員からの積極的な意見を引き出すような議事運営に努めている。業務改善に関する意見に対しては、次回開催の評議員会でその後の対応について、報告している。
解説3-2
令和6年度から大学・短大部合同の全学教授会を開催している。これにより、大学・短大部にまたがる課題や学長からのビジョンを共有することで、全学的な視点から、より効果的なガバナンス体制を構築することが可能となっている。
解説5-1
情報公開については、学校教育法施行規則やガバナンスコードに基づき、積極的に情報を公表している。公表については、本学園のＨＰのみならず、学園の財務状況、各学校等の教育情報などを分かりやすくまとめた「広報永原学園」を毎年作成し、高校生や保護者、高校などのステークホルダーに広く配布し、情報発信に努めている。